

## 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

### ○環境省令第十七号（令和四年五月十七日）

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後			改 正 前		
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から<u>二十四年間</u>（<u>旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあつては、当分の間</u>）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附則別表</p>			<p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から<u>二十一年間</u>は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>附則別表</p>		
有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度	有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	(略)	(略)	ほう素及びその化合物 (単位ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	(略)	(略)
	<u>ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）</u>	<u>四〇</u>		<u>ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）</u>	<u>四〇</u>
	<u>下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）</u>			<u>下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）</u>	<u>五〇</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
	<u>旅館業（一リットルにつきほう素五〇〇ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）</u>	<u>三〇〇</u>		<u>旅館業（温泉を利用するものに限る。）</u>	<u>五〇〇</u>
	<u>旅館業（一リットルにつきほう素五〇〇ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）</u>	<u>五〇〇</u>			
	(略)	(略)		(略)	(略)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<u>畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号。以下「令」という。）別表第一第一号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）</u>	<u>三〇〇</u>	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		

(単位アンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム)	ジルコニウム化合物製造業	三五〇
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	四〇〇
	モリブデン化合物製造業	一三〇〇
	(略)	(略)
備考 (略)		

(単位アンモニア性窒素に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム)	下水道業（下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	一三〇
	酸化コバルト製造業	一二〇
	畜産農業	五〇〇
	ジルコニウム化合物製造業	六〇〇
	モリブデン化合物製造業	一四〇〇
	(略)	(略)
備考 (略)		

附 則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。